

# 日建連 快適職場認定制度 規程

2017年11月22日  
2018年9月20日改定  
日建連 労働委員会

## 1. 本制度の目的

本制度は、次世代の担い手確保・育成に向けた、

- ・建設作業所における総合的な職場環境改善施策の普及推進
- ・建設作業所の環境改善に対する日建連会員企業の積極的な取組みの公表による建設業に対するイメージの向上

を目的として、作業環境の改善に積極的に取組んでいる建設作業所を一定の基準にしたがって審査し、基準を満たした作業所を一般社団法人日本建設業連合会 労働委員会が認定・公表するものである。

## 2. 本制度の概要

### (a) 本制度の対象

日建連会員会社が元請の建設作業所とする。

### (b) 募集・審査・認定

#### (ア) 募集

日建連労働委員会は、快適職場認定の審査項目・基準や、認定条件、対象作業所、受付期間等を公表し、認定作業所を募集する。

#### (イ) 認定審査会の設置

認定審査会を日建連労働委員会内に設置する。労働委員会 建退共・労働環境専門部会構成員が認定審査会を構成し、同専門部会 座長が認定審査会長を務める。

なお、認定審査会長は、必要があると認めるときは、会員企業に対し認定審査会への審査員の派遣等を求めることができる。

また、労働委員会事務局が認定審査会事務局を務める。

#### (ウ) 審査方法

申請者から提出された申請書類を、審査基準に基づいて認定審査会が審査する。

#### (エ) 認定種別

「快適職場」及び「快適職場（プラチナ）」の2種別とする。

#### (オ) 認定結果の通知

事務局より申請者に認定可否を通知する。認定した作業所には労働委員会より「快適職場認定証」を後日送付する。

**(c) 認定結果の公表**

事務局は、認定結果等を新聞等マスコミに公表するとともに、日建連ホームページ等で認定作業所の取組み事例を紹介する。

**(d) 認定取消し**

認定した作業所において、申請書の誤りなどが確認された場合、認定審査会は認定を取消し、申請者に対して「快適職場認定証」の返却を求めることができる。

**(e) 本制度の見直し**

建設業を取り巻く様々な状況を踏まえ、必要に応じて建退共・労働環境専門部会が見直すものとする。

**3. 規程の改正**

本規程は建退共・労働環境専門部会で審議し、技能者確保・育成部会長および労働委員長の了承を得ることによって改正することができる。

以上